

地域密着型特別養護老人ホーム日好荘スマイル 入所利用料金一覧表

●負担限度額認定 第2段階：課税年金収入と所得が合計80万円以下の方

令和8年6月1日～

基本料金	☆加算 (1日)	★減算 (1日)	1日小計	1ヶ月(31日) 小計	*加算 (1月)	※1ヶ月(31日) 合計	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1ヶ月)	居住費 (1ヶ月)	1ヶ月(31日) 合計
要介護3	828円		872円	27,032円		31,511円					70,881円
要介護4	901円	58円	945円	29,295円	63円	34,143円	390円	880円	12,090円	27,280円	73,513円
要介護5	971円		1,015円	31,465円		36,667円					76,037円

●負担限度額認定 第3段階①：課税年金収入が80万円超120万円以下の方

基本料金	☆加算 (1日)	★減算 (1日)	1日小計	1ヶ月(31日) 小計	*加算 (1月)	※1ヶ月(31日) 合計	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1ヶ月)	居住費 (1ヶ月)	1ヶ月(31日) 合計
要介護3	828円		872円	27,032円		31,511円					94,131円
要介護4	901円	58円	945円	29,295円	63円	34,143円	650円	1,370円	20,150円	42,470円	96,763円
要介護5	971円		1,015円	31,465円		36,667円					99,287円

●負担限度額認定 第3段階②：課税年金収入が120万円超の方

基本料金	☆加算 (1日)	★減算 (1日)	1日小計	1ヶ月(31日) 小計	*加算 (1月)	※1ヶ月(31日) 合計	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1ヶ月)	居住費 (1ヶ月)	1ヶ月(31日) 合計
要介護3	828円		872円	27,032円		31,511円					116,141円
要介護4	901円	58円	945円	29,295円	63円	34,143円	1,360円	1,370円	42,160円	42,470円	118,773円
要介護5	971円		1,015円	31,465円		36,667円					121,297円

●負担限度額認定 非該当：第1・2・3①②段階以外の方

2割負担の場合 3割負担の場合

基本料金	☆加算 (1日)	★減算 (1日)	1日小計	1ヶ月(31日) 小計	*加算 (1月)	※1ヶ月(31日) 合計	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1ヶ月)	居住費 (1ヶ月)	1ヶ月(31日) 合計	1ヶ月(31日) 合計	1ヶ月(31日) 合計
要介護3	828円		872円	27,032円		31,511円					152,411円	183,922円	215,433円
要介護4	901円	58円	945円	29,295円	63円	34,143円	1,600円	2,300円	49,600円	71,300円	155,043円	189,186円	223,329円
要介護5	971円		1,015円	31,465円		36,667円					157,567円	194,234円	230,901円

☆加算の内訳は 日常生活継続支援加算Ⅱ46円、看護体制加算Ⅰ12円となります。

★減算の内訳は 栄養ケアマネジメント未実施 -14円となります。

*加算の内訳は褥瘡マネジメント加算Ⅰ3円又は褥瘡マネジメント加算Ⅱ13円、科学的介護推進体制加算Ⅱ50円となります。

※1ヶ月(31日)の合計には、介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 16.3%の加算をさせていただきます。

◎入院・外泊費用(介護保険適用時の自己負担額)

日額	246円	①入院・外泊をした日については左記の料金をお支払い頂きます。
		②1ヶ月に6日を限度とします。
		③入院・外泊の初日、及び最終日は通常の基本料金料となります。

◎その他の加算費用(介護保険適用時の自己負担額)

初期加算	30円(日額)	入所した日から30日間の期間中については左記の料金をお支払いいただきます。30日を越える入院後の再入所も同様です。
安全対策体制加算	20円	入所した月に1回左記の料金をお支払いいただきます。

◎その他の費用

区分	1日あたりの料金	1ヶ月(31日)合計
個人専用の持ち込み家電	1台につき70円	1台につき2,170円
理容代	1回3,000円	
医療費	実費(薬代など負担して頂きます)	
その他日用品	実費(御本人・ご家族の希望するもの)	

●高額介護サービス費制度

(自己負担上限額の参考)

※1ヶ月の合計額(表の※の部分)が一定の基準の金額を超えた場合、

超えた分が申請により支給されます。

基準の金額は、所得等の諸条件により異なります。

保険者が那智勝浦町の方は、受領委任払い制度があります。

15,000円	生活保護を受給している方
15,000円	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万9千円以下の方(個人)
24,600円	世帯内の全員が市町村民税を課税されていない方(世帯)
44,400円	世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方(世帯)
44,400円	現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方(世帯)